

2 月 NEWS

① 税務関連情報

平成 26 年度税制改正大綱について、概要は 1 月 NEWS で取り上げた通りですが、その中で身近な改正について説明をします。

(参考) 税制大綱についての財務省 HP

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/26taikou_mokuji.html

I、ゴルフ会員権の譲渡損の損益通算の廃止

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を加わりました。この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。

つまり、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う含み損を抱えるゴルフ会員権を売却して、その損と他の所得とを損益通算して納める所得税を減額することが出来なくなります。

II、復興特別法人税の 1 年前倒し廃止

(国 税) 復興特別法人税の課税期間を 1 年間前倒しして終了することとなります。なお、復興特別法人税の課税期間終了後、法人が各事業年度において利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、各事業年度において利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて、各事業年度の法人税の額から控除されます。この場合に、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付されます。

(地方税) 復興特別法人税の課税期間終了後、法人が各事業年度において利子及び配当等に課される復興特別所得税の額が法人税の額から控除されることについて、法人住民税において所要の措置を講ずることとなりました。

つまり、平成 24 年 4 月 1 日から導入された復興特別法人税について当初は平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年間の制度としていたが、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止されることとなります。

III、交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

交際費等の損金不算入制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長されます。

①、交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の 50%を損金の額に算入されることとなりました。

（注）飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）を含みません。

②、中小法人に係る損金算入の特例について、上記①との選択適用とした上、その適用期限を2年延長されます。

つまり①については、H26 年税制改正により企業の規模を問わず飲食費（社内飲食を含まない）の50%を損金計上できるということです。

また②は中小法人についての話であり、中小法人にのみ認められる平成25年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税から800万円まで全額損金算入できるという制度（平成25年税制改正により導入）と、今回の平成26年税制改正の有利選択が出来るということです。

② 2月の主な税務

2月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
2月10日	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	12月決算法人の確定申告
2月28日	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
2月28日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
2月28日	6月決算法人の中間申告の半期分
2月28日	消費税の年税額が400万超の3月・6月・9月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
2月28日	消費税の年税額が4,800万超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分

③ スタッフの一言

今年も早いもので1ヶ月が過ぎました。ひとまず年末調整、法定調書という一大イベントを通過しましたが、これからは確定申告の時期に向かっていきます。寒暖の差と乾燥で風邪やインフルエンザが流行っております。体調管理を万全に元氣よく過ごしていきましょう。

緒方（東京）